

平成 23 年度
第 4 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会
【追加分: 第 5 回適正配置部会】

(資料集 : P 1 ~ P 9)

平成 24 年 1 月 30 日 (月) 19:00 ~ 21:00

市役所 東館 8 階 801・802 会議室

(目次)

1．適正配置に向けた考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(1) これまでの議論の整理

(2) 「保障」の内容について

(3) 公・民の役割、協働のあり方について

(4) 適正配置に向けた考え方について

2．認可外保育施設の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(1) 認可外保育施設の状況について

(2) 指導監査における状況について

(3) 多様な保育ニーズへの対応について

(4) 認可外保育施設に対する調査

(5) 認可外保育施設を活用した待機児童対策について

【参考資料】

・ 認可外保育施設に対する調査 調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1. 適正配置に向けた考え方について

(1) これまでの議論の整理

第3回、第4回適正配置部会での議論を通じ、公立施設に求められる機能・役割について、前回の公立保育所に公立幼稚園を加え、前回と同様に セーフティーネット機能、 情報共有・連携拠点機能について、審議を行いました。

その結果、公的機能については、公と民が互いに協働しながら

「すべての子どもが教育・保育を受ける機会を保障する」

ことに集約されると考えられます。

そして、その「保障」のあり方については、以下の点について、検討を行うことが必要ではないかとされています。

- ・「保障」の内容は何か
- ・「保障」を行う公・民の役割、協働のあり方

(2) 「保障」の内容について

「すべての子どもが教育・保育を受ける機会を保障する」というとき、その「保障」の内容をどのようにとらえるか、が問題となります。これについては量的な面と質的な面の二つから考えることができます。

量的な「保障」

まず、本市における現状をみると、待機児童や支援が必要な家庭の増加など、すべての子どもが教育・保育を受けることが困難になっています。したがって、具体的な保障の内容として、

- ・教育・保育を受けるための環境整備
- ・保育需要を満たすための保育所等の整備
- ・保育需要を満たすための保育所等整備以外の検討

などが必要となります。

質的な「保障」

質的な「保障」としては、健やかな子どもの育ちにつなげていくことを目的とし、幼稚園・保育所における教育・保育環境を充実していくことが重要となります。したがって、そのような意味では、

- ・教育・保育環境の充実（人的環境・物的環境・ワークライフバランス等）
- ・幼稚園、保育所と各種子育て支援関連機能（保健、発達支援等）との連携
- ・教育や保育の質の向上に向けた、公・民連携による研修・研究の実施

などもあわせて考えていく必要があります。

(3) 公・民の役割、協働のあり方について

これまでの議論を通して、またこれまでの実績からも「育ちの保障」という意味では、公・民が共に地域における教育・保育を保障していく主体として、十分な役割を発揮していく必要があると考えられます。

一方、DVや児童虐待などの福祉的ニーズを抱える家庭に対して公・民の協働、連携を前提としつつ、具体的な公的責任のあり方についても、今後、検討していく必要があるのではないかという意見がありました。

このような考え方を踏まえ、今後、市の教育・保育についての将来像に向けて、考え方を整理していくことになりました。

(4) 適正配置に向けた考え方について

(ア) 公立幼稚園・公立保育所

< 各地域ブロックにおける選択肢としての配置 >

地域における教育・保育を受ける機会の保障の観点から、小ブロックごとに公立幼稚園と公立保育所について、目的を明確にして、原則、下記の配置を基本として検討を行っていくことになりました。

| 適正配置に向けた基本的な考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|------------------|--|--------|------------------|---------|------|------|---------|--------------------|----|-----------|---------------------|------|---------|---------------------|-----|-----|
| 公立幼稚園 | <ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園については、当面、ブロック毎に原則1箇所の配置を考えていく。 ブロック毎の状況等を踏まえ、園児数の少ない園について、保育所への転用等の検討を行う。 <p>< 地域の状況に応じた検討の方向性 ></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">H33における就学前児童等の状況</th> <th rowspan="2">検討の方向性</th> </tr> <tr> <th>3～5歳の児童数と施設定員の状況</th> <th>待機児童の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほぼ同じ</td> <td>存在する</td> <td>保育所への転用</td> </tr> <tr> <td>児童数が多い (施設数が不足)</td> <td>多い</td> <td>重点的に保育所整備</td> </tr> <tr> <td>児童数が少ない (施設数が過剰)</td> <td>存在する</td> <td>保育所への転用</td> </tr> <tr> <td>児童数が少ない (施設数が過剰)</td> <td>少ない</td> <td>統廃合</td> </tr> </tbody> </table> | | H33における就学前児童等の状況 | | 検討の方向性 | 3～5歳の児童数と施設定員の状況 | 待機児童の状況 | ほぼ同じ | 存在する | 保育所への転用 | 児童数が多い (施設数が不足) | 多い | 重点的に保育所整備 | 児童数が少ない (施設数が過剰) | 存在する | 保育所への転用 | 児童数が少ない (施設数が過剰) | 少ない | 統廃合 |
| | H33における就学前児童等の状況 | | 検討の方向性 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3～5歳の児童数と施設定員の状況 | 待機児童の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ほぼ同じ | 存在する | 保育所への転用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 児童数が多い (施設数が不足) | 多い | 重点的に保育所整備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 児童数が少ない (施設数が過剰) | 存在する | 保育所への転用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童数が少ない (施設数が過剰) | 少ない | 統廃合 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 公立保育所については、保育需要の状況を勘案し、ブロック毎に原則1箇所以上の配置を考えていく。 ただし、公立保育所が存在しないブロックについては、近隣ブロックの保育所の配置状況や、民間保育所の状況をみて検討する。 児童館などとの複合施設となっている場合には、その活用についても検討する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(イ) 幼保一体型施設

「子ども・子育て新システム」に関する国の動向をふまえながら、幼保一体型施設の設置等について検討を行うことになりました。

2. 認可外保育施設の活用について

(1) 認可外保育施設の状況について

認可外保育施設は、平成24年1月現在、市内に60施設(内、事業所内保育施設は17施設。)開設されていますが、多様な保護者ニーズに柔軟に対応できるという特性があり、一部の施設では、待機児童の入所先となっている実態があります。

今回、本市が認可外保育施設に対して実施している指導監査の状況を整理するとともに、認可外保育施設における保育の実施や運営の現状を把握するため、市内全施設を対象とした調査を実施しました。

今後は、調査結果も踏まえながら、待機児童対策としてだけでなく、多様な保育事業に対して認証を行う、保育の質を保全していくことなど、認可外保育施設への支援のあり方と合わせて検討していく必要があると考えます。

(2) 指導監査における状況について

本市では、国基準に従い、認可外保育施設(事業所内保育施設を含む)60施設に対する指導監査を行っています。監査の結果、認可外保育施設指導監督基準を満たしている(あるいは満たす見込みである)場合には、その旨の証明書を交付しています。証明書の交付を受けている施設は、43施設中(事業所内保育施設17施設は交付対象外)21施設となっています。

各項目について、国基準を満たしていないということで指摘を受けた施設数は下記のとおりとなります。

| 認可外保育施設指導監督基準(国基準) | | | 指摘を受けた施設数 |
|--------------------------|-------------------|---|---------------|
| 1 | 保育に従事する者の数及び資格 | 職員配置基準 有資格者数が配置職員の1/3以上必要 無資格者のみでの保育及び複数児童を単 独職員で保育することの禁止 | 20 (33.3%) |
| 2 | 保育室等の構造設備及び面積 | 児童1人当たり1.65㎡以上 乳児と幼児区画を分ける 便所の数 調理室の有無 | 3 (5.0%) |
| 3 | 非常災害に対する措置 | 消火用具の有無又は機能失効 避難訓練 避難経路 消防計画、防火管理者 | 9 (15.0%) |
| 4 | 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | 避難器具 耐火構造 | 1 (1.7%) |
| 5 | 保育の内容 | 保育計画の有無 職員研修の実施 | 13 (21.7%) |
| 6 | 給食 | 調理器具や調理スペースの衛生管理 食事内容(献立の有無他) | 1 (1.7%) |
| 7 | 健康管理・安全確保 | 乳幼児及び職員の健康診断 児童の発育チェック 感染症やSIDS対策 施設の安全対策 | 39 (65.0%) |
| 8 | 利用者への情報提供 | サービス内容の掲示 契約内容の書面交付 | 16 (26.7%) |
| 9 | 備える帳簿 | 職員に関する書類整備 児童に関する書類整備 | 8 (13.3%) |
| < 監査対象施設数(事業所内保育施設を含む) > | | | 60施設 |

(3) 多様な保育ニーズへの対応状況について

認可外保育施設における多様な保育ニーズへの対応状況は、下記のようになっています。

一時預かり実施...45 施設

休日保育実施...14 施設

夜間保育実施... (20時まで) 9 施設

(21時まで) 6 施設

(22時まで) 2 施設

(希望あれば24時まで) 1 施設

24時間保育...5 施設

(4) 認可外保育施設に対する調査

認可外保育施設に対し、調査を実施いたしました。

(5) 認可外保育施設を活用した待機児童対策について

東京都を始め、いくつかの自治体では、認可外保育施設に対して、独自の基準を設定して認証を行う制度が、待機児童対策として導入されています。

この認証保育所制度については、待機児童解消効果がある反面、保育の質を保障するための基準設定や、待機児童が減少した時期の収束方法など、多くの課題があると考えられます。

これまで、認可外保育施設の活用については、待機児童対策としての観点から、東京都における認証制度の事例紹介を行ってきましたが、市全体の保育の質の向上や多様な保育ニーズ(一時預かり、夜間・休日保育、病児・病後児保育など)が存在するといった視点からの検討も必要であると考えます。

(参考) 認可外保育施設に対する調査 調査票

【 調 査 票 】

(施設名) _____

1. 貴施設における利用状況について教えてください。

(1) 平成23年度の月極め利用状況(毎月1日現在、契約ベース)を教えてください。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 0歳 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 1歳 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 2歳 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 3歳 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 4歳 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 5歳 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

(2) 貴施設における月極め利用の定義について教えてください。

- ① 一日あたりの保育時間 (時間以上)
- ② 一週間あたりの利用日数 (日以上)

(3) 貴施設が利用者を選択されている理由として考えられることを教えてください。

(複数回答可)

- ① 夜間・休日保育など、認可保育所がない保育条件
- ② 認可保育所がない特色のある保育内容(具体例:)
- ③ その他 ()
- ④ 分からない、特になし

(4) 貴施設で実施されている保育内容について教えてください。(複数回答可)

- ① 保育所保育指針に準拠した保育を実施している。
- ② 独自のカリキュラムによる保育を実施している。
- ③ 屋外での遊びを実施している。(・園庭 ・近所の公園等)

2. 一時預かりについて教えてください。(実施していない施設については(5)のみ回答ください。)

(1) 月極め利用と一時預かり利用の状況について(あてはまるものを一つ選択)

- ① 月極め利用が多い。 ② 一時預かりが多い。 ③ 同じくらいの利用である。

(2) 利用される理由で最も多いものを教えてください。(あてはまるものを一つ選択)

- ① 保護者の就労 ② 保護者のリフレッシュ ③ 保護者の慶弔 ④ その他 ()

(3) 1日あたりの最大利用可能人数は、()名。

(4) 平成23年12月における利用状況は、実施日数()日で()名利用。

(5) 仮に市が人員配置や施設の基準※を満たすことを前提とした助成をする場合、貴施設のお考えをお聞かせください。(あてはまるものを一つ選択)

- ① 実施する。
- ② 基準や助成内容によって実施を検討する。(お考えがあれば下記にご記入ください)
具体例()
- ③ 実施しない。

※この設問にある「助成」については、実施するかどうかや、基準の設定など、現在のところすべて未定ですが、今後の事務の参考のためにご質問させていただきます。

「人員配置や施設の基準」については、調査票の最後にあります【参考】他都市で実施されている制度の例を参照のうえ、ご回答ください。

(以下 3.(3)、4.(4)、5.(2)においても同様です)

3. 休日保育について教えてください。(実施していない施設については(3)のみ回答ください。)

(1) 平成23年12月における利用状況は、実施日数()日で()名利用。

(2) 利用される理由で最も多いものを教えてください。(あてはまるものを一つ選択)

- ① 保護者の就労 ② 保護者のリフレッシュ ③ 保護者の慶弔 ④ その他()

(3) 仮に市が人員配置や施設の基準※を満たすことを前提とした助成をする場合、貴施設のお考えをお聞かせください。(あてはまるものを一つ選択)

- ① 実施する。 ② 基準や助成内容によって実施を検討する。 ③ 実施しない。

4. 病児・病後児保育について教えてください。

(1) 病児の受け入れについて

- ① 実施している。 ② 実施していない。

(2) 病後児の受け入れについて

- ① 実施している。 ② 実施していない。

(3) 今後、病児・病後児保育を実施する場合に必要な項目を教えてください。(複数回答可)

- ① 施設面での整備 ② 保育士の確保 ③ 看護師、保健士の確保 ④ 運営に対する補助
- ⑤ 医療機関との連携 ⑥ その他()

(4) 仮に市が人員配置や施設の基準※を満たすことを前提とした助成をする場合、貴施設のお考えをお聞かせください。(あてはまるものを一つ選択)

- ① 実施する。 ② 基準や助成内容によって実施を検討する。 ③ 実施しない。

※病児・病後児保育とは、急な病気やけが、またその回復期において、家庭や保育所等での集団生活が困難な子どもを一時的に預かる事業です。

5. いわゆる「待機児童」について、教えてください。

(1) 貴施設を利用している児童の内、西宮市の認可保育所の待機児童として貴施設が把握している人数について、教えてください。

① 待機児童が () 人。 ② 待機児童の数は不明。

(2) 仮に市が人員配置や施設の基準※を満たすことを前提とした、待機児童の受け入れに対する助成をする場合、貴施設のお考えをお聞かせください。(あてはまるものを一つ選択)

① 実施する。 ② 基準や助成内容によって実施を検討する。 ③ 実施しない。

※上記で③を選択した場合のみ、その理由を教えてください。(複数回答可)

ア 利用者に待機児童がない、又は、少ない。

イ 人員配置や施設の基準を満たすためには費用がかかる。

ウ 待機児童の受け入れに限った助成内容に魅力がない。

エ 助成を受けることにより、事務や監査などの負担が増える。

オ その他 ()

6. 認可外保育施設を運営する上で貴施設での課題と感じておられることについて、ご意見をお聞かせください。

以下の①から⑦の項目の内、重要度の高いものを3つお答えください。

また、それぞれの具体的な内容についてもご記入ください。

①施設の運営に関すること(経営、財務、職員の配置など)

②設備の充実に関すること(改修、備品購入など)

③児童の処遇に関すること(健診、保育計画、保育上の安心・安全を図ることなど)

④職員の育成に関すること(研修実施、資料の配布など)

⑤保育や児童についての各種相談に関すること(保育方法、専門機関との連携など)

⑥多様なニーズに応じた保育の実施に関すること(休日保育など)

⑦その他

項目: _____ (内容: _____)

項目: _____ (内容: _____)

項目: _____ (内容: _____)

7. その他、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

以上になります。ご協力ありがとうございました。

【参考】（設問2.（5）、3.（3）、4.（4）、5.（2）関係）

「人員配置や施設の基準」について、他都市で実施されている制度の例

| 項 目 | 基 準 |
|--------|--|
| 保育室 | 0～1歳児については、1人当たり3.3㎡以上が、2歳以上児については1人当たり1.98㎡以上の面積が確保されていること。 |
| 医務室 | 静養できる機能を有する。事務室と兼用も可。 |
| 屋外遊戯場 | 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上の屋外遊戯場を有するか、施設付近に代わりとなる遊び場があること。 |
| 調理室 | 乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。 |
| 便所・その他 | 便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。便所の数は幼児20人につき1以上であること。 |
| 保育従事職員 | 認可保育所と同様の配置基準である。但し、正規職員（保育士）は6割以上である。 |
| 施設長 | 児童福祉施設等の勤務経験や保育士資格を有する者である。 |
| 開所時間 | 13時間以上開所している。 |

※ 上記に掲載している参考例の内容は、ご回答にあたり参考としていただくために他自治体の例を掲載したものです。西宮市が上記の基準を用いるかどうか、あるいは何らかの助成制度を実施するか、等については現時点では全く未定ですので、この点ご承知おき願います。